

別表(第2条関係)

補助事業名	西播磨「田んぼの力」プロジェクト(疏水保全活動推進事業)
補助事業の目的	農業者と地域住民が一緒になって西播磨地域の田んぼ・疏水・ため池等を守っていく活動に対して支援することにより、田んぼ・疏水・ため池等を守り、豊かな水の流れる風景を後世へ伝えていくことを目的とする。
補助事業の対象となる者	原則として田んぼ・疏水・ため池等の保全活動に熱心に取り組む土地改良区又は自治会等の団体とする。ただし、これらの団体からの要請を受け、市町が実施することも可能とする。
補助事業の対象となる経費	<p>住民参加型「田んぼ・疏水・ため池」保全活動にかかる経費(資機材等購入費、講師謝金、印刷費等)</p> <p>① イベント型保全活動 ② 生き物教室型保全活動 ③ 学習型保全活動 ④ その他疏水に関わる保全活動</p> <p>原則として、同一土地改良区または自治会で、上記①～④の複数メニューを実施することは不可とする。しかし、特に事業効果や相乗効果が見込まれる場合は複数実施を認めるものとする。</p>
補助率	定額
補助金の額	予算の範囲内の額で1団体当たり100千円以内 (ただし、千円未満の端数は切り捨てる)
適用除外する条項	
その他の事項	事業実施に当たっては、本要綱の他、別に定める実施要領による

別に定める事項

関係条項	内 容
第3条 (補助金の交付申請)	(添付書類) 1 疏水保全活動推進事業計画書(別紙様式1) 2 その他活動の概要がわかる資料 (指定期日) 別途通知する。
第7条第1項 (補助事業の変更)	(軽微な経費配分の変更) 経費区分の相互間における少ない方の額の30%以内の変更 (軽微な事業内容の変更) 補助の目的及び補助事業の効果に影響を及ぼさない範囲で補助事業細部の変更をする場合
第9条第1項 (遂行状況報告)	(報告事項等) 必要が生じた時は別途通知する。
第11条 (実績報告)	(添付書類) 第3条に規定する添付書類の実績に係る書類 (請求書又は領収書(写)、契約書類(写)等) (指定期日) 補助事業完了後1か月以内又は令和6年3月31日のいずれか早い日
第19条第1項	(処分制限期間) 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間。